

看護エデュケア研究会 会則

2019年7月13日改正

第1条（会の主旨・目的）

本研究会は、看護基礎教育、臨床看護実践の現場において発生する教育的課題を検討するための学習と意見交換の場である。看護生涯学習の視点に立つと、「看護教育」は、「臨床看護実践現場において自律した専門職者として看護が実践できる人材を育成するための看護基礎教育および看護継続教育全体」と捉えることができる。本会では、この視点に立ち、看護専門職者育成に携わる立場にある看護管理者や臨床指導者、看護教員が協働し、看護専門職者育成に関連するテーマについて課題を共有することを第一義とする。この活動を通して、会員が自己の教育観、看護観を振り返りながら、看護教育に関連する諸問題について理解を深め合い、その成果を実践に活用することによって、臨床と教育の相互理解と連携に基づいた看護専門職育成ができることを目指す。

第2条（名称）

本会名称を「看護エデュケア研究会」とする。

第3条（所在地）

本会を以下に置く。

〒651-2103

兵庫県神戸市西区学園西町3-4 神戸市看護大学内

第4条（会員）

1. 入会

- 1) 本会の会員は、看護教育に携わる看護管理者、臨床指導者、看護教員および看護教育に関心のある者で、定例会に参加し、積極的に話題提供できることを要件とする。
- 2) 入会は、事務局への登録、入会金の納入をもって行う。

2. 登録

- 1) 事務局は、会員に対して、年度初めに継続意志確認とともに、年会費の納入案内を行う
- 2) 年会費の入金が2年間なく、前年度の定例会への参加がない場合には、次年度からの案内を停止し、退会とする。

第5条（役員）

本会に以下の役員を置く。

- 1) 代表 1名
- 2) 副代表 1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任できるものとする。

第7条（代表・副代表・事務局・スタッフの所掌）

本会は、代表、副代表、事務局、スタッフによって運営を行う。

1. 代表

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

2. 副代表

副代表は代表を補佐し、代表が欠員（欠席）の場合には代表の職務を遂行する。

3. 事務局

事務局組織は、代表、副代表、広報、財務、会員管理によって構成する。事務局構成員は、研究会会員より互選する。

第8条（運営）

1. 定例会を、年3回開催する。内容は、看護教育実践に関連する課題で、講師による講演（年1回）や、会員からの話題提供、研究報告、実践報告などとする。
2. 定例会の運営は、年度当初に各定例会担当者を決め、その担当者の方針に基づいて行う。
3. 運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（会費）

原則、会費を主なる財源に運営費用として充てるものとする。

1. 定例会参加の有無にかかわらず、会費は年間2,000円とする。
2. 会費は年度初めに本会口座への振込もしくは定例会参加時に事務局に納入する。
3. 定例会等の開催時には、別途、参加費を提示する。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日で終わる。

第10条（規約改正）

会則は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の事務局は次の会員とする。

代 表 〒651-2103 神戸市西区学園西町3丁目4番地
神戸市看護大学 井本（澁谷）幸

副代表 〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-7-2
神戸女子大学 看護学部 中岡亜希子

広報 〒604-8418 京都市中京区西ノ京東梅尾町7
佛教大学 保健医療技術学部看護学科 山本直美
〒650-8530 神戸市中央区港島1丁目3-6
兵庫医療大学 看護学部 三谷理恵

財務 〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8-1
南奈良総合医療センター 看護副部長 石飛悦子
〒634-8521 奈良県橿原市四条町840
奈良県立医科大学附属病院 看護副部長 橋口智子

会員管理 〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-62
大阪府医師会看護専門学校 田中亮子

2. この規約は2013（平成25）年4月15日から適用する。
- この規約は2014（平成26）年5月2日から適用する。
- この規約は2014（平成26）年7月26日から適用する。
- この規約は2016（平成28）年10月22日から適用する。
- この規約は2019（令和元）年7月13日から適用する。